

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

資格取得に必要な実務経験の適正な証明の徹底について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

厚生労働省より、建築物環境衛生管理技術者講習の申請に際し、事業者が虚偽の実務経験証明書を作成し、従業員に受講させていたことが発覚、免状を返納させる事態が発生したことの報告とともに、建築物環境衛生管理技術者免状の取得に必要な実務経験について、適正な証明を徹底するよう当協会に注意喚起がありました。

会員各位におかれましては、本講習のみならず、全ての資格取得に必要な実務経験について、適正な証明を徹底するよう全社員に伝達するとともに、社内の試験・講習の管理に携わる担当者には重ねて注意喚起をされるよう、特段の配慮をお願いいたします。

敬具

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t_simo@j-bma.or.jp

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 17 日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会長 一戸 隆男 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

建築物環境衛生管理技術者免状の取得に必要な実務経験の
適正な証明の徹底について(協力依頼)

建築物環境衛生管理技術者免状は、建築物環境衛生管理技術者講習会（以下「講習会」という。）を修了した者又は建築物環境衛生管理技術者試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、その申請に基づき交付しています。講習会の受講又は試験の受験の資格として一定の実務経験を要件としているところですが、今般、講習会の受講に必要な実務経験を満たしていないにもかかわらず、事業者が虚偽の実務従事証明書を作成し、従業員がそれを提出して、講習会を受講していたことから、建築物環境衛生管理技術者免状を返納させるという事案が発生しました。

このような事案の再発防止のため、貴協会におかれても、建築物環境衛生管理技術者免状の取得に必要な実務経験の適正な証明の徹底について、会員に注意喚起を行うよう特段の御配慮をお願いいたします。